

魚津市松倉コミュニティセンター整備事業・施設設計業務 公募型プロポーザル評価基準

1 基本的な評価基準

受託者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を本業務に最適な候補者とします。

2 第一段階審査

審査委員会で、応募者より提出された参加表明書（会社・事務所の技術者・実績等）と技術提案書（施設内の諸室等のイメージ等）を基に審査し、ヒアリング参加要請者を5者選定します。

なお、参加表明者が5者以下のときは、第一段階審査を省略し、第二段階審査を実施するものとします。

- (1) 参加表明書の各評価項目の評価基準は、事務局にて採点し、審査委員会に諮るものとします。参加表明書の各評価項目に配分する得点・採点方法は次のとおりとします。

番号	評価項目	配点
①	会社・事務所の技術者の人数	10
②	集会所（公民館、コミュニティセンター等、500 m ² 程度）の設計業務実績	20
③	魚津市内に本社を有すること	5
計		35

評価方式：絶対評価方式

- i 配点が20点の場合：A＝20点 B＝15点 C＝10点
- ii 配点が10点の場合：A＝10点 B＝7点 C＝5点
- iii 配点が5点の場合：A＝5点 B＝0点

- (2) 各審査委員は、技術提案書を基にヒアリングの参加を要請しようとする者を5者選びます。各参加表明者を選択した審査委員の人数に10点を掛けたものを、ヒアリング参加要請の得点とします。技術提案書の各評価項目は次のとおりとします。

番号	評価項目
①	設置位置のイメージについて
②	外観のイメージについて
③	施設内の諸室等のイメージについて
④	安全性・経済性への配慮について
⑤	環境への配慮について
⑥	設計費見積額に対する評価

- (3) (1) の参加表明書による評価項目の得点と (2) の審査委員によるヒアリング参加要請の得点の合計点の高いものから 5 者をヒアリング参加要請者とします。

3 第二段階審査

審査委員が、ヒアリング参加要請者から提出された書類を基にヒアリングを実施し、評価基準に基づき総合的に審査のうえ、本業務に最適な候補者及び次点者を選定します。

- (1) 各審査委員は、技術提案書の各評価項目について評価を行います。

各評価項目に配分する得点・採点方法は次のとおりとします。

番号	評価項目	配点
①	設置位置のイメージについて	20
②	外観のイメージについて	20
③	施設内の諸室等のイメージについて	15
④	安全性・経済性への配慮について	20
⑤	環境への配慮について	10
⑥	設計費見積額に対する評価	15
計		100

評価方式：絶対評価方式

A：大変優れている

B：優れている

C：普通である

D：あまり良くない

E：良くない

i 配点が 20 点の場合：A=20 点、B=16 点、C=12 点、D=8 点、E=4 点

ii 配点が 15 点の場合：A=15 点、B=12 点、C=9 点、D=6 点、E=3 点

iii 配点が 10 点の場合：A=10 点、B=8 点、C=6 点、D=4 点、E=2 点

ただし、⑥については、全提案者の内、最小価格の提案者を 15 点とし、その他の、提案者ごとの評価点を以下のとおり算出します。

＜評価点計算方法＞

$$\left((\text{上限額} - \text{提案者の見積価格}) / (\text{上限額} - \text{全提案者の見積額の内、最小価格}) \right) \times 15 \text{ 点}$$

※小数点は切捨てとします。

※提案事業者の見積価格が上限額を超えている場合は失格とします。

- (2) 各審査委員の技術提案書の評価項目の合計点の平均点の最も高いものを、本業務に最適な候補者とします。（第一段階審査の結果は評価しません。）

4 評価点の最も高い者が2者以上ある場合

審査委員の多数決により決定します。